

関係者各位

緊急事態宣言発令に伴う当会活動の休止期間延長について

NPO法人相模原こもれび

2021年2月6日

日頃から当会の森林整備活動にご理解・ご支援をいただきありがとうございます。

さて、新型インフルエンザ等 対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の期間が、3月7日まで延長することが決定されました。

こもれびの森で行っている当会の森林整備活動の休止期間を延長します。

ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

～～～ こもれびの森整備活動の休止期間延長について ～～～

期間：2021年2月6日～3月7日

(期間中の定例活動日：2月13日、2月21日、2月24日)

活動の再開時期：国の緊急事態宣言の解除をもって、活動再開を当会理事会で協議決定します。

以上